

高等学校支援教育力充実事業実施要項

教育振興室支援教育課

1 事業の目的

自立支援推進校、共生推進校における支援教育に関するノウハウを府立高等学校及び府内の私立高等学校で共有するとともに、医療等専門家による指導・助言により、知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導等の充実を図り、高等学校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。

2 事業の内容等

(1) 支援教育サポート校の役割

① 支援教育サポート校の指定

自立支援推進校、共生推進校の中から、上記目的を推進する拠点として、平成 25 年度における大阪府公立高等学校の通学区域（以下、「旧通学区域」という。）に各 1 校、合計 4 校を支援教育サポート校に指定する。

なお、支援教育サポート校の指定については別途定める。

② 支援教育サポート校の主な取組み

- ・支援室を設置し、各校の旧通学区域に所在する自立支援推進校、共生推進校の教科指導等のノウハウを集積及び蓄積
- ・各校の旧通学区域の府立高等学校及び私立高等学校の要請に応じて来校・訪問相談を実施
- ・各校の旧通学区域の府立高等学校及び私立高等学校に対して、研究授業、公開授業等を開催
- ・各校の旧通学区域の府立高等学校及び私立高等学校で任命されている支援教育コーディネーターを対象とした連絡会議を開催

(2) 医療等専門家の役割

① 府立高等学校への指導・助言等

府教育庁の要請に応じて府立高等学校へ赴き、生徒の障がいによる困難に関する判断や望ましい教育的対応等について専門的意見を示し、教育支援体制等について指導・助言等を行う。

② 支援教育サポート校への指導・助言等

- ・支援教育サポート校が実施する来校・訪問相談に対する指導・助言
- ・支援教育サポート校が実施する研究授業、公開授業への指導・助言
- ・支援教育サポート校が開催する支援教育コーディネーターを対象とした連絡会議における指導・助言及び講演

③ 府教育庁への助言

- ・支援教育サポート校連絡会における助言
- ・その他、府教育庁が必要と認める内容への助言

(3) 府教育庁の役割

① 支援教育サポート校連絡会の設置

府教育庁、各支援教育サポート校の関係者等からなる支援教育サポート校連絡会を設置する。

② 支援教育サポート校連絡会の主な処理事項

- ・事業目的の共通理解と事業の推進
- ・支援教育サポート校間の情報共有
- ・実践報告会や研修等の計画及び実施
- ・取組事例、事業成果等の取りまとめ及び報告

③ 府教育庁は、支援教育サポート校に対して本事業の効果的な実施に必要な指導・助言を行うとともに、その取組みの成果を広め、府内高等学校における支援教育の充実に資する。

④ 府教育庁は、医療等に関する専門的な意見が必要であると判断した場合、医療等専門家を府立高等学校へ派遣する。

3 経費の取扱い

府教育庁は、予算の範囲内で、高等学校支援教育力充実事業の実施に必要な経費を負担する。

4 事業の報告

(1) 支援教育サポート校は、各年度の事業終了後、報告書を作成し、府教育庁に提出する。

(2) 医療等専門家を派遣された府立高等学校は、派遣終了後、報告書を作成し、府教育庁に提出する。

(3) 府教育庁は、上記の報告書のほかに、支援教育サポート校及び府立高等学校に対して、事例の提供等を求める場合がある。

5 事業実施状況等の実態調査

府教育庁は、この事業の実施状況及び経費処理状況について、必要に応じ調査を行う。

附則

本要項は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要項は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要項は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要項は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要項は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。